

助産学専攻科学期末試験に係る成績評価に関する申合せ

1 成績評価の保留の取扱いについて

- (1) 特に必要があるときは、茨城県立医療大学助産学専攻科学期末試験実施要領16の規定にかかわらず、特定の学生について理由を明示し、学務委員会の承認を得たうえで、成績評価を「保留」とすることができる。
- (2) 保留の報告をしたときは、学務委員会の定める期間内に、適当な方法により評価を行い、報告しなければならない。
- (3) 学務委員会は、(2)の期間を、年度を超えて定めることはできない。

2 試験欠席者の成績評価について

- (1) 試験を欠席した者(助産学専攻科履修規程(以下「専攻科履修規程」という。)第8条に規定する試験欠席を除く。)(以下「欠席者」という。)の成績評価については、専攻科履修規程第4条第2項の規定により履修申告書提出後の申告内容の変更は認めていないことから、欠席者についても成績評価を行う。この場合においては、欠席者の当該試験の得点は0点とする。
- (2) 成績評価については、試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に評価する。
- (3) この取扱いは、履修申告をした後、茨城県立医療大学学則第37条及び第42条並びに第43条の規定による休学又は退学若しくは除籍となった者については適用しない。